

東広島市測量等コンサルタント業務最低制限価格設定事務取扱要領

平成22年 4月 1日制定
平成23年 9月 1日改正
平成25年 6月 1日改正
平成27年11月 5日改正
平成28年 4月 7日改正
平成29年 4月10日改正
平成31年 4月 8日改正
令和 3年 4月 1日改正
令和 6年 5月16日改正
令和 8年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が行う測量等コンサルタント業務（東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年東広島市訓令第14号）第2条第3項に規定する測量等をいう。以下同じ。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(最低制限価格基準価格の算定等)

第2条 市長は、測量等コンサルタント業務を入札に付すときは、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）算出の基礎となった設計金額に基づき、第1号から第5号に掲げる式に第6号に掲げる処理をしたものを最低制限価格基準価格（以下「基準価格」という。）とし、あらかじめ算定するものとする。

(1) 測量業務については、次に掲げる額の合計額とする。

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 建築関係建設コンサルタント業務については、次に掲げる額の合計額とする。

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木関係建設コンサルタント業務については、次に掲げる額の合計額とする。

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 地質調査業務については、次に掲げる額の合計額とする。

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務（用地調査等）については、次に掲げる額の合計額とする。

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(6) 前各号に基づき算出された額から小数点以下を切り捨てる。

2 前項の基準価格を決定したときは、予定価格調書の入札書比較価格の記載欄の下に、基準価格を記載するものとする。

3 第1項の設計金額に建設工事（東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号）第2条に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係るものを含む場合の基準価格は、同項の規定にかかわらず、測量等コンサルタント業務に係る設計金額部分について同項の規定により算出した額に、建設工事に係る設計金額部分について東広島市建設工事最低制限価格等設定事務取扱要領（平成22年4月1日制定。以下「工事最低制限価格要領」という。）第2条第1項により算出した額を加えた額とする。

（最低制限価格の決定等）

第3条 最低制限価格は、基準価格に基準価格の0パーセントから0.5パーセントの範囲において、電子計算機の乱数機能によって自動調整した額を加えた額とする。

2 最低制限価格の算出は、開札時に行うものとする。ただし、入札者がいないときは、この限りでない。

3 基準価格が次の表の測量等コンサルタント業務の業務区分ごとに定める額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず、同表の業務区分ごとに定める額を「基準価格（上限額）」とし、基準価格（上限額）に当該額の0パーセントから0.5パーセントの範囲において電子計算機の乱数機能によって自動調整した額を加えた額を最低制限価格とする。

業務区分	基準価格（上限額）
測量業務	当該業務区分に係る予定価格の10分の8.2
建築関係建設コンサルタント業務 土木関係建設コンサルタント業務 補償関係コンサルタント業務	当該業務区分に係る予定価格の10分の8.1
地質調査業務	当該業務区分に係る予定価格の10分の8.5

4 最低制限価格が次の表の測量等コンサルタント業務の業務区分ごとに定める額（以下「下限額」という。）に満たない場合は、第1項の規定にかかわらず、下限額を最低制限価格とする。

業務区分	下限額
測量業務 建築関係建設コンサルタント業務 土木関係建設コンサルタント業務 補償関係コンサルタント業務	当該業務区分に係る予定価格の10分の6
地質調査業務	当該業務区分に係る予定価格の3分の2

5 予定価格以下で入札した入札者全ての入札価格が、第1項で算出した最低制限価格を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、基準価格を最低制限価格とする。ただし、地質調査業務を除く測量等コンサルタント業務において、基準価格が当該業務部分に係る

予定価格の10分の6に満たない場合にあつては予定価格の10分の6を最低制限価格とし、地質調査業務において、基準価格が当該業務部分に係る予定価格の3分の2に満たない場合にあつては予定価格の3分の2を最低制限価格とする。

6 予定価格以下で入札した入札者全ての入札価格が、第3項で算出した最低制限価格を下回る場合は、業務区分ごとに定めた基準価格（上限額）を最低制限価格とする。

7 前条第3項により基準価格を算定している場合、第3項から第6項までの規定については、測量等コンサルタント業務に係る最低制限価格部分についてのみ適用し、建設工事に係る最低制限価格部分については、工事最低制限価格要領第3条第3項から第6項までの規定を準用する。

（最低制限価格調書の作成）

第4条 前条の最低制限価格を決定したときは、最低制限価格調書を作成するものとする。

（委任）

第5条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成23年9月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成27年11月5日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成28年4月7日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成29年4月10日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成31年4月8日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和6年5月16日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告又は指名等通知を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。